

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第121号）の一部を次のように改正する。

第3条第39項第1号及び第2号中「調査」の次に「(同法第22条の3の犯則事件の調査を含む。)」を加え、同項第3号に次のように加える。

ウ 納税義務者又は当該納税義務者の同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第39項第4号中「第323条本文」を「第323条」に改め、「減免」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第11条第2号の森林環境税の免除」を加え、同項第6号中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第41項第5号の次に次の2号を加える。

(5の2) 国民健康保険法第76条の保険料の還付に関する事務 当該還付を受ける者に係る公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）

(5の3) 国民健康保険法による保険給付（療養の給付を除く。）の支給に関する事務 当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第3条第41項第8号中「の申請又は」を「又は」に、「当該申請」を「当該認定を受け、若しくは当該申請」に改め、同項第11号及び第12号中「の申請」を削り、「当該申請を行う」を「当該認定を受ける」に改め、同条第46項第5号イ中「56条第1項」を「第56条第1項」に改め、同条第60項第2号から第4号までの規定中「(第2号被保険者に係るものに限る。)」を削り、同条第61項第9号中「支給」の次に「の申請」を加え、同号イ、ウ及びオ中「又は」の次に「当該者の配偶者若しくは」を加え、同項第15号ア及びエ中「又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。